様式第16号(第15条関係)

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 開発許可を受けた者の住所及び氏名 | [redacted]<br>船田　孝行 | 地位の承継 | 承継人の住所及び氏名 | | |
| 開発許可の年月日及び番号 | 平成25年12月19日　受米建指第　4069　号 | | 承継(受理)年月日 | | 承継の原因 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 許可内容 | 開発区域に含まれる地域の名称 | 米子市　陽田町　47番　1<br>陽田町　48番　1 | | |
| | 開発区域の面積 | 1，386．65㎡ | 工区別面積 | |
| | 予定建築物等 | 長屋住宅　(自己用以外) | | |
| | 法第41条第1項の規定による制限の内容 | | | |

| | | |
|---|---|---|
| 変更許可 | 年月日 | 変更の内容 |
| | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 完了検査 | 工区名 | 検査年月日 | 検査済証 | 完了公告の年月日及び番号 |
| | | 平成26年　4月10日 | 平成26年　4月11日<br>受米建指第　145号 | 平成26年　4月15日　第　89号 |

備考

1　市街化調整区域の場合その該当する許可基準等

2　許可条件

(1) この許可に係る行為については、農地法その他の法令による必要な許可を受けた後に着手すること

(2) 開発行為に関する工事が完了したときは、速やかに工事完了届を提出し、検査を受けるとともに、公共施設の帰属がある場合は、公共施設管理者に帰属申込書を提出すること

(3) 万一当該開発行為を中断又は廃止することになった場合は、適切な防災措置を講じた上、速やかに米子市に届け出ること

(4) 法第36条第3項の公告があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設することはできません